

瀬戸市子ども総合計画

令和2年度～令和6年度

(2020年度～2024年度)

それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、
健やかに育つ子ども



ボラン
ティア

行政

NPO

関係
機関

企業

地域

市民

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち



令和2年3月
瀬戸市

はじめに

本市では、「第6次瀬戸市総合計画」を策定し、将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を実現するために3つの都市像を掲げており、そのうちの第2番目を「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」としています。

子ども・若者がそれぞれの夢・それぞれの自立に向かって健やかに育つことは、すべての市民の願いです。一方で本市に寄せられる数多くの相談からは、そのことが必ずしも容易ではないことがわかります。このことから、子どもが若者となり社会に羽ばたくまで、基礎自治体ならではの総合力でサポートする必要を感じ、本市としては初めてとなる「子ども総合計画」の策定を決意しました。

この計画では目指す子どもの姿を「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども」としました。それに向けて、子ども・若者の今を応援することこそ、本市の未来を切り拓く「人づくり」です。

この計画の策定により、瀬戸市の子ども政策は、新しい時代に入りました。1つ目の変化は、子育てする保護者に向けた子育て支援策から幅を広げて、子ども・若者が主役の「子ども・若者政策」へと発展したことです。本計画は「子どもの最善の利益」の実現に向け、子ども・若者を主語にして作られ、概ね20歳代の若者までを対象としています。2つ目の変化は、この計画が市の行政計画にとどまらず、様々な関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業などとの連携・協働によって進めることを前提としたオール瀬戸の計画であることです。

策定にあたりましては3回の「子ども・子育て会議」を始め、30回を超える外部専門家等の会議、アンケート調査やパブリックコメント等を通して、多くの方々の貴重なご意見をいただきました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

今後は関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業などの皆様と力を合わせて、この計画の実行に取り組み、子ども・若者の笑顔が輝く瀬戸市にしてみたいと思います。

令和2年3月

瀬戸市長 伊藤 保徳

目次

【第1 全体構想】

1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の対象	5
5	計画の体系	5
6	計画の構成	8
7	計画の推進体制	9
8	計画の進行管理	10
9	瀬戸市の状況	12

【第2 施策の展開】

第1章 すべての子ども・若者の健やかな成長

第1節 母子保健

1	妊娠・出産・子育てへの支援	22
2	子どもの健康の保持・増進	24

第2節 乳幼児期

1	非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進	27
2	子育て支援	32
3	保育サービスの充実	35

第3節 小・中学生期

1	小・中学校	41
2	放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実	46

第4節 すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

1	子ども・若者に関する相談体制の充実	50
2	子ども読書活動推進	57
3	子どもの居場所	60
4	次世代を育む親となるための取組	62

第2章 社会的自立に困難を有する子ども・若者支援

第1節 困難な状況に応じた取組

1	子どもの貧困問題への対応	67
2	児童虐待防止対策の強化	73
3	外国人の子どもやその家族への支援	87
4	障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援	89

5	自殺対策.....	95
6	不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援.....	98
7	地域に根ざした非行防止等健全育成.....	106
8	インターネット普及への対応.....	110
第2節 子ども・若者総合支援拠点の設置.....		114

第3章 子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築

第1節 子どもの権利.....		118
第2節 子ども・子育て応援社会の構築		
1	希望する人が子どもを持てる基盤づくり.....	121
2	ライフ・ワーク・バランスの推進.....	124
3	地域、社会との連携.....	128
第3節 子ども活躍応援社会の構築		
1	子ども・子育て環境の充実.....	131
2	子どもの夢・チャレンジの応援.....	135
3	広報啓発・情報提供.....	140

資料

1	策定体制.....	144
2	策定経過.....	145
3	諮問書.....	148
4	答申書.....	149
5	瀬戸市子ども・子育て会議条例.....	151
6	瀬戸市子ども・子育て会議委員名簿.....	153
7	アンケート調査概要.....	154
8	パブリックコメント実施概要.....	155

【第1 全体構想】



1 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子・高齢化が進み、核家族化や地域におけるつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、子どもの貧困やひきこもりの若者の存在など、子ども・若者と家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援については、量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月からスタートしました。

一方で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。

本市は、第 6 次瀬戸市総合計画の 3 つの都市像の一つとして、「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げ、子ども・子育て政策を重点的に推進しているところです。その中で、子どもが若者となり社会に羽ばたくまで、基礎自治体ならではの総合力でサポートすることが必要との認識が高まり、このたび、本市としては初めてとなる「子ども総合計画」を策定しました。

計画推進の基本理念は、「子どもの最善の利益」のために、妊娠期を含めた 0 歳から概ね 20 歳代までの子ども・若者を対象に、切れ目のない支援を行うことであり、瀬戸市の子ども・若者を市民、地域、企業を含めオール瀬戸で守り育てることです。

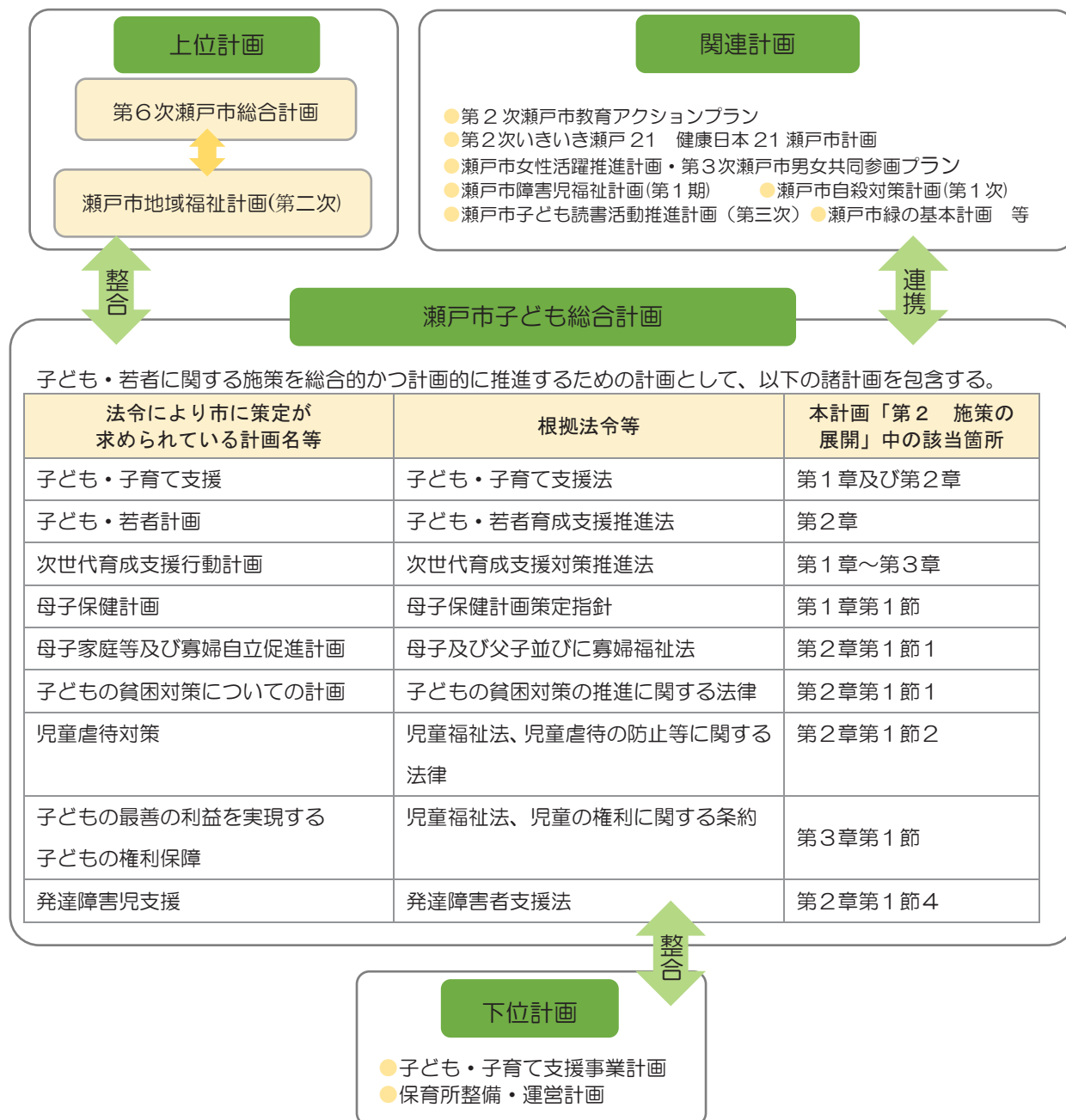
すべての子ども・若者が、思いやりの心をもって心身ともに健やかに成長し、自立して社会に羽ばたいていくことが望まれる一方で、貧困、虐待、ひきこもりなど、抱える困難が大きい子ども・若者については、その社会的自立に向けた支援が必要となります。また、子ども・若者が活躍でき、子育てがしやすい社会基盤づくりとして、子どもの権利保障はもとより、企業、地域、社会、行政によるソフト・ハード両面での環境づくりも重要となってきます。

本計画は、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的としており、子育てする保護者に向けた子育て支援策から幅を広げて、子ども・若者が主役の「子ども・若者政策」の全体像と基本方針を定めるものです。ここに定める目指す姿や成果目標を達成するため、関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業や行政などが力を合わせ、連携して取り組むことが求められています。

2 計画の位置づけ

「第6次瀬戸市総合計画」を受けて、「子どもの最善の利益」の実現に向け、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市子ども総合計画」を策定しました。これにより、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども・若者やその家庭に関する施策の全体像を明らかにし、目指す姿や成果目標を定めるとともに、その実現に関わる様々な主体が連携協力して、施策を推進します。

本計画は、下図に示すと通りの位置づけを持ち、児童福祉、母子保健はもとより、子ども・若者、それらを取り巻く家庭や地域等に関する本市の施策の基本方針を定めるものです。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までの子ども及び若者（※）並びにその家庭や地域等を対象とします。

※ 若者：中学生から概ね30歳未満までの者。施策によっては、40歳未満までの者も対象とする。

5 計画の体系

「子どもの最善の利益」の実現に向け、本計画では、目指す子どもの姿を「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども」とし、その達成に向けた様々な施策を次のように3つに体系化します。それぞれの施策では、更に具体的に子ども・若者等を主語にした目指す姿を定めています。

【第6次瀬戸市総合計画 都市像②】
安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち

【目指す子どもの姿】
それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども

全体構想

第1章
すべての子ども・若者の健やかな成長

第1節 母子保健

- 1 妊娠・出産・子育てへの支援
- 2 子どもの健康の保持・増進

第2節 乳幼児期

- 1 非認知能力を育む乳児保育・幼児教育の推進
- 2 子育て支援
- 3 保育サービスの充実

第3節 小・中学生期

- 1 小・中学校
- 2 放課後児童クラブ、放課後学級の整備・充実

第4節 すべての子ども・若者の健やかな成長の応援

- 1 子ども・若者に関する相談体制の充実
- 2 子ども読書活動推進
- 3 子どもの居場所
- 4 次世代を育む親となるための取組

第2章
社会的自立に困難を有する子ども・若者支援

第1節 困難な状況に応じた取組

- 1 子どもの貧困問題への対応
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 外国人の子どもやその家族への支援
- 4 障害（又はその疑い）のある子ども・若者への支援
- 5 自殺対策
- 6 不登校、ひきこもりの子ども・若者への支援
- 7 地域に根ざした非行防止等健全育成
- 8 インターネット普及への対応

第2節 子ども・若者総合支援拠点の設置

第3章
子ども・若者と子育てを応援する社会基盤の構築

第1節 子どもの権利

第2節 子ども・子育て応援社会の構築

- 1 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 2 ライフ・ワーク・バランスの推進
- 3 地域、社会との連携

第3節 子ども活躍応援社会の構築

- 1 子ども・子育て環境の充実
- 2 子どもの夢・チャレンジの応援
- 3 広報啓発・情報提供

＜目指す子どもの姿＞
それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、
健やかに育つ子ども



安心して子育て
できる家庭

孤独を感じず楽しんで
子育てできる保護者



ボラン
ティア



市民

行政

NPO

関係
機関

企業

地域

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち



6 計画の構成

本計画は、施策ごとに、次の内容で構成されています。

1 現状と課題

その施策分野において、現状はどのようになっているか、課題は何かなど、今後の計画を考える上でベースとなる各種データや、平成31年1月から2月に実施した「瀬戸市子ども総合計画づくりのためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の結果などを分析、考察しています。

※「現状と課題」に使用しているグラフ等について、回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示した箇所は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

2 目指す姿

計画の推進によって実現したい、子ども、若者、家庭、地域、社会等の姿を記載しています。

3 成果目標

「成果内容」と「指標」、「目標値」が設定されています。

施策の推進によって実現したい成果を具体的に表現したのが、「成果内容」です。

成果が上がっているかを毎年検証して、事業や取組の見直しにつなげるため、成果を数字でとらえる「指標」を設定し、達成時期と達成水準を「目標値」として定めています。

成果を直に測ることができる良い指標がない場合は、成果が上がっているかを分析・推測するための指標がつけてあります。また、指標が5年おきのアンケートで収集されるなど、毎年把握できない場合は、毎年把握できる指標を併用しています。

4 事業と取組

目指す姿、成果目標を達成するための手段として、様々な主体が取り組むことが挙げられています。上記3によって、目標値の達成状況を把握し、成果が上がっているかを毎年検証しつつ、必要に応じて事業や取組を見直します。

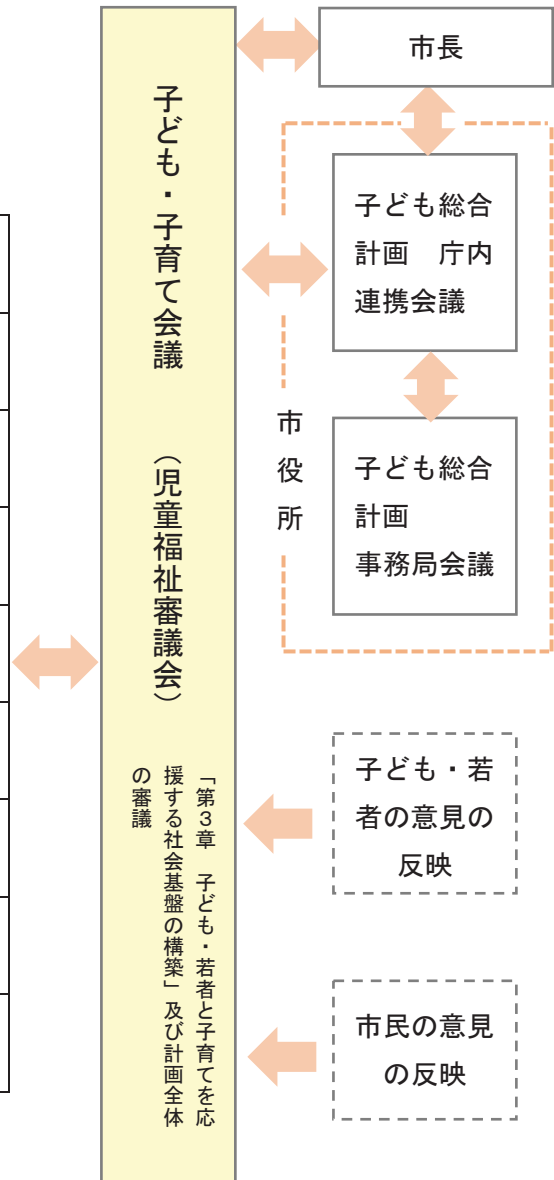
「担当」の欄には、主にその取組を担う主体や取組の調整を担う主体が記入されています。主な主体として、市の関係部署、国・県等の関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業等が挙げられています。

7 計画の推進体制

- 本計画の推進及び進行管理は、本計画策定時と同様の体制（下図）で行います。各分野に設置されている部会・連携会議等において推進・進行管理するほか、計画全体については、瀬戸市子ども・子育て会議条令第5条に基づき、子ども・子育て会議（児童福祉審議会）が調査・審議します。
- 本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関や市民、地域、NPO・団体、企業等との連携・協働によって推進します。
- この計画に含まれる施策は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用等の様々な分野にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

部会・連携会議等

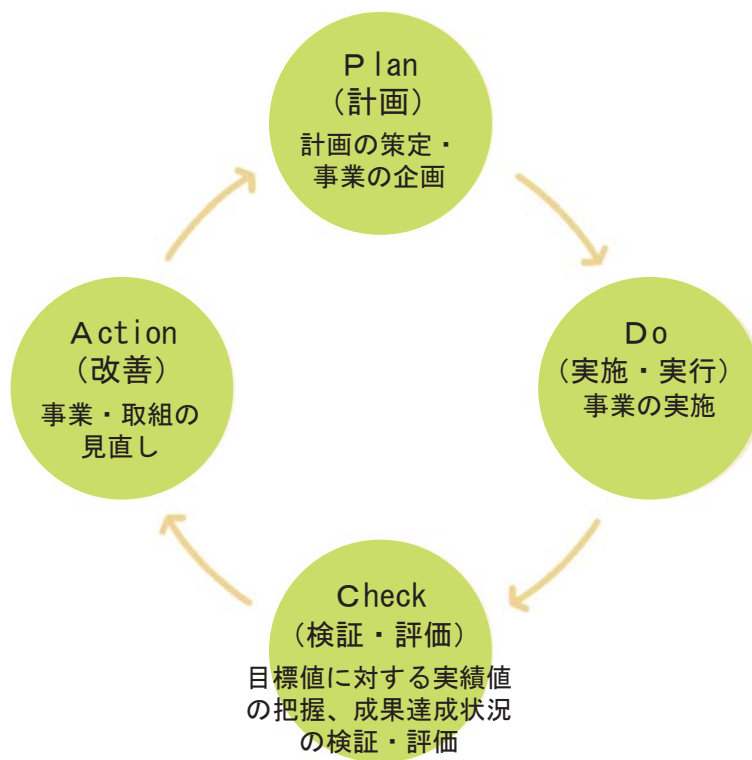
第1章	すべての子ども・若者の健やかな成長	母子保健	保健・医療・福祉総合調整推進会議 保健専門部会
			子育て支援地域連絡会議
		保育	保育部会
			子育て総合支援センター関係機関会議
			児童館運営委員会
第2章	社会的自立に困難を有する子ども・若者支援	虐待	要保護児童対策地域協議会
		発達支援	発達障害支援協議会
			子ども・若者支援地域協議会
その他関係会議			



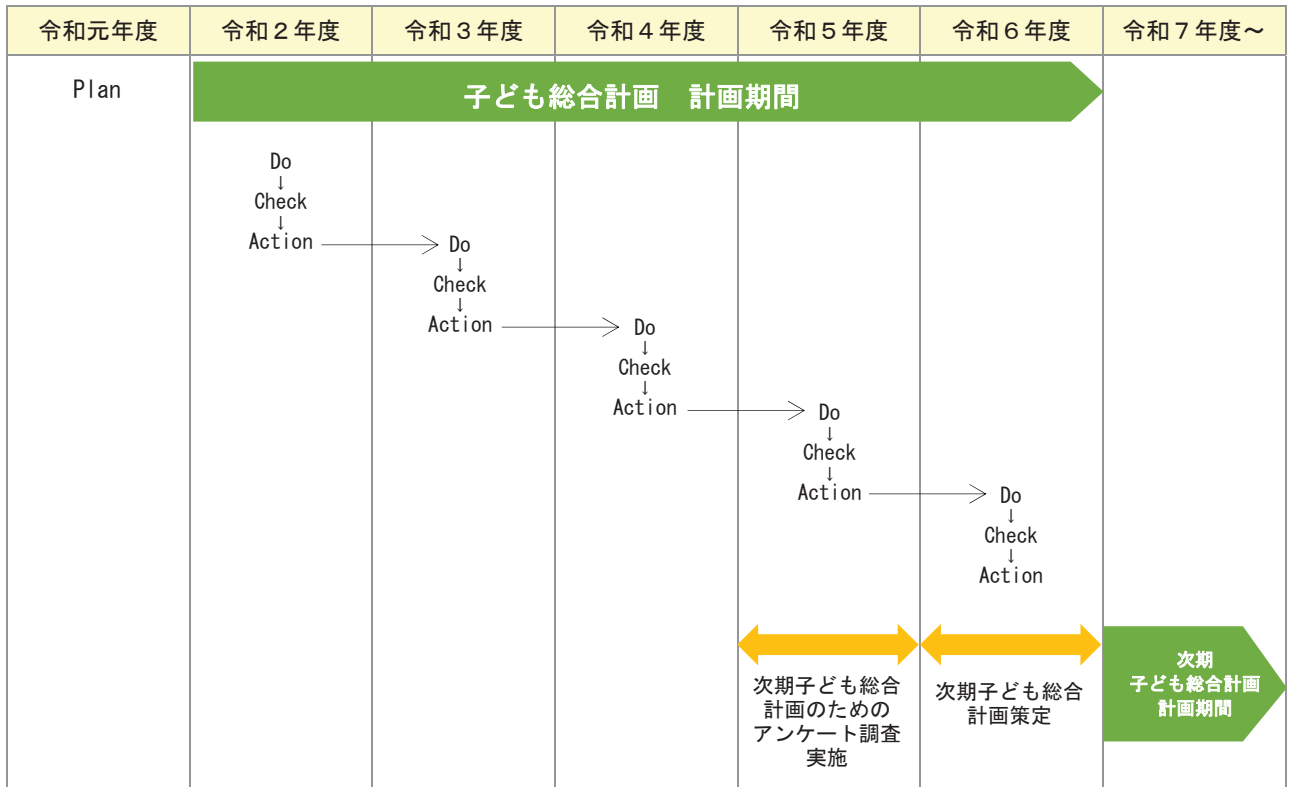
8 計画の進行管理

(1) 計画の評価・検証

- 目指す姿の達成状況を把握するため、各成果目標に掲げられた指標に関し、毎年、目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行っていきます。
- 計画の進捗状況を踏まえて、更に計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（検証・評価）→Action（改善）】の PDCA サイクルの構築に努め、事業・取組については、成果目標の達成に必要な見直しを柔軟に行います。
- 上記2点の結果を、部会・連携会議及び子ども・子育て会議において報告し、意見を伺います。



計画の進行管理のスケジュール



全体構想

(2) 情報提供・周知

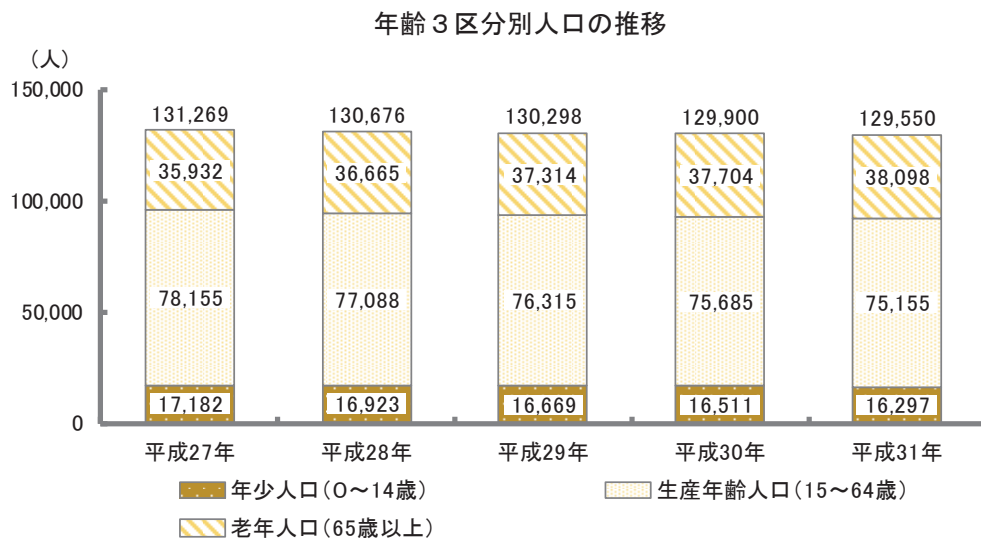
- 広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、子ども・若者を含む市民に広く周知していきます。

9 瀬戸市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

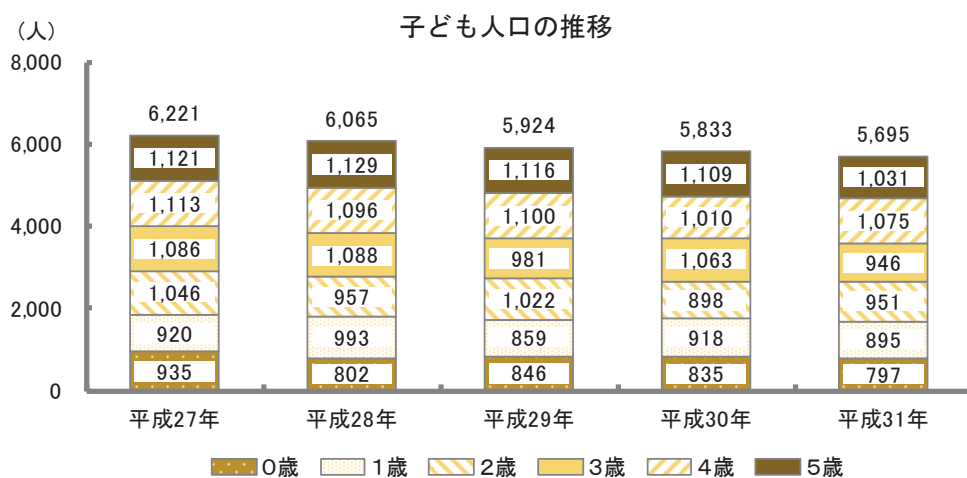
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で129,550人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

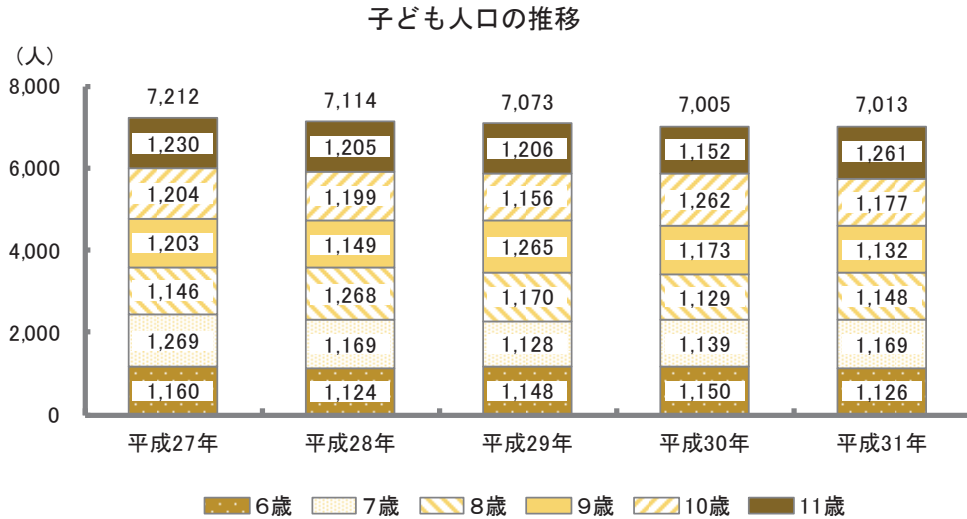
本市の0歳から5歳の子ども人口は全体的に減少しています。



資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少していましたが、平成31年4月現在で7,013人となり、減少傾向に一旦歯止めがかかっています。

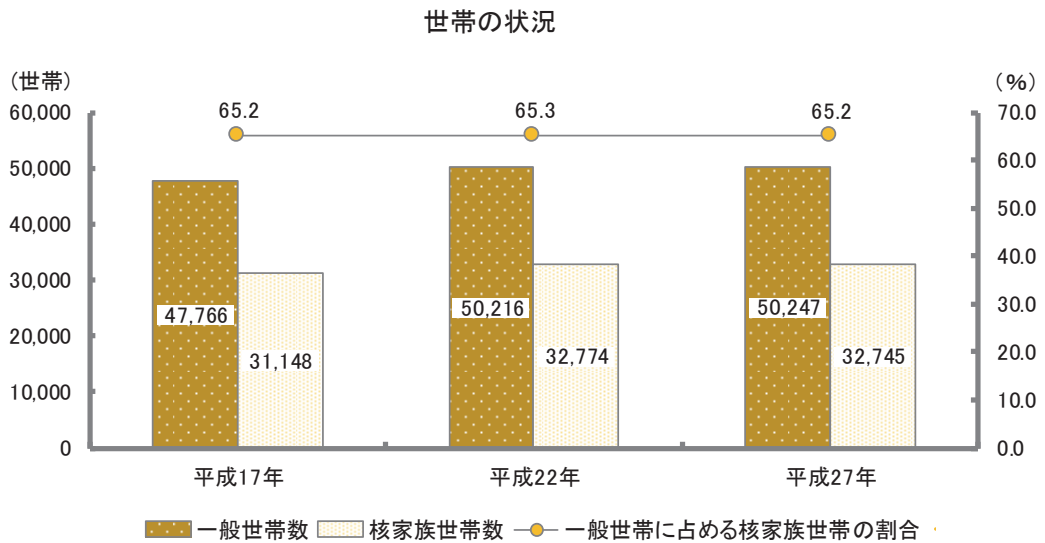


資料：瀬戸市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で少し減少し32,745世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいです。

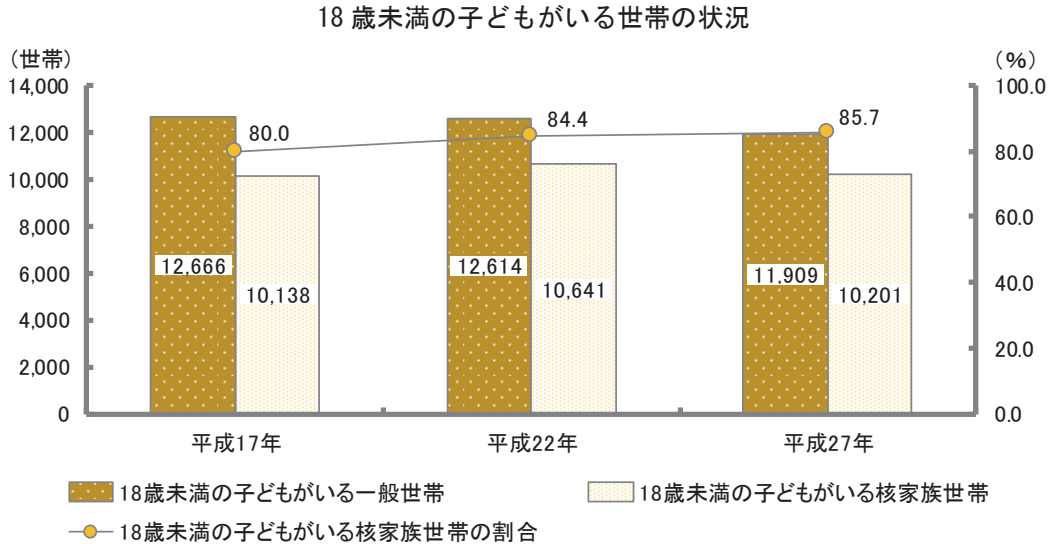


資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、平成27年で11,909世帯となっています。

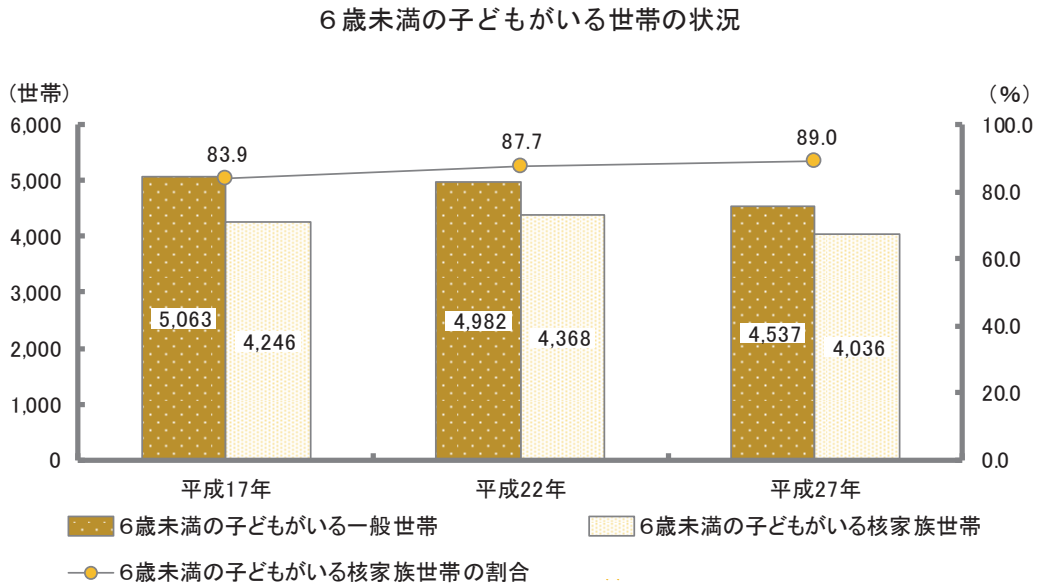
また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で減少しました。一方、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

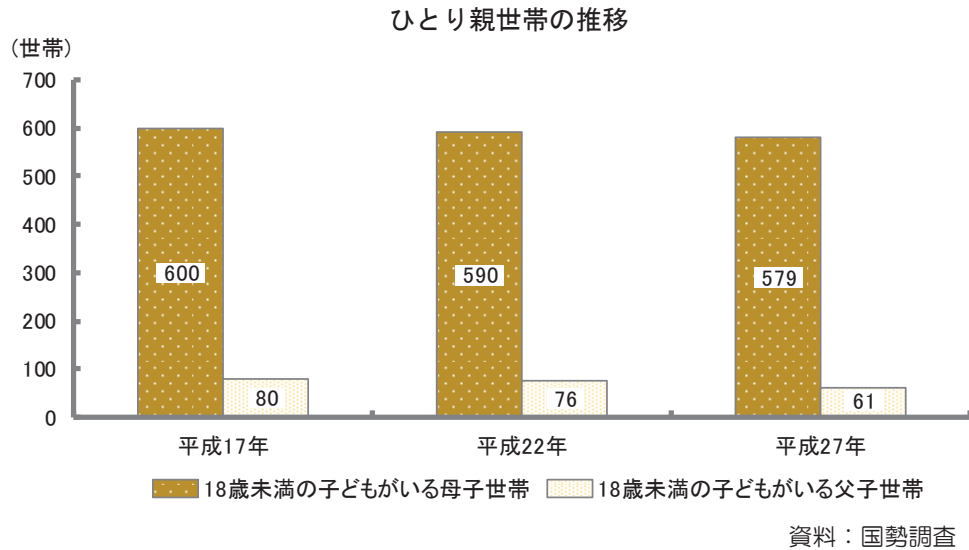
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少しており、平成27年で4,537世帯となっています。

また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成22年までは増加していましたが、平成27年で減少しました。一方、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



④ ひとり親世帯の推移

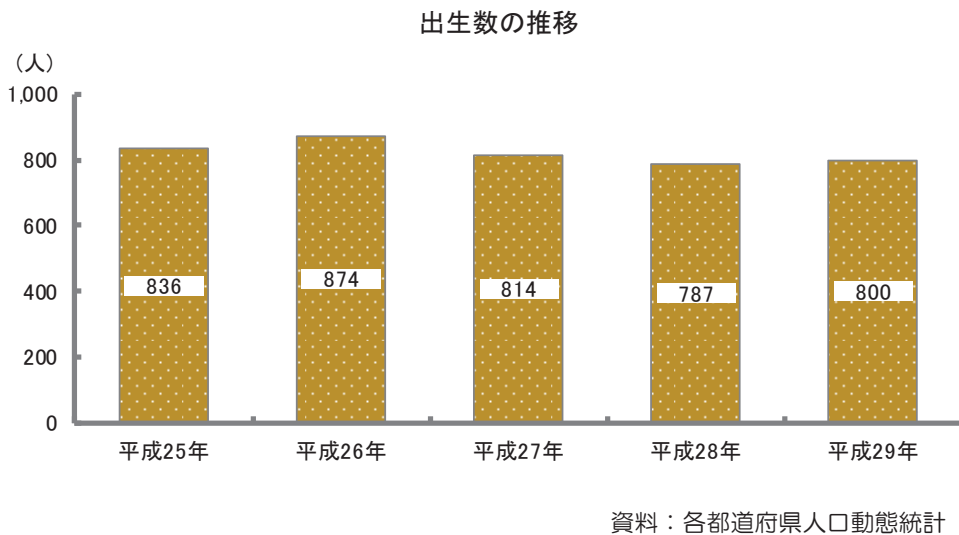
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯及び父子世帯は年々減少しており、平成27年で母子世帯は579世帯、父子世帯は61世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

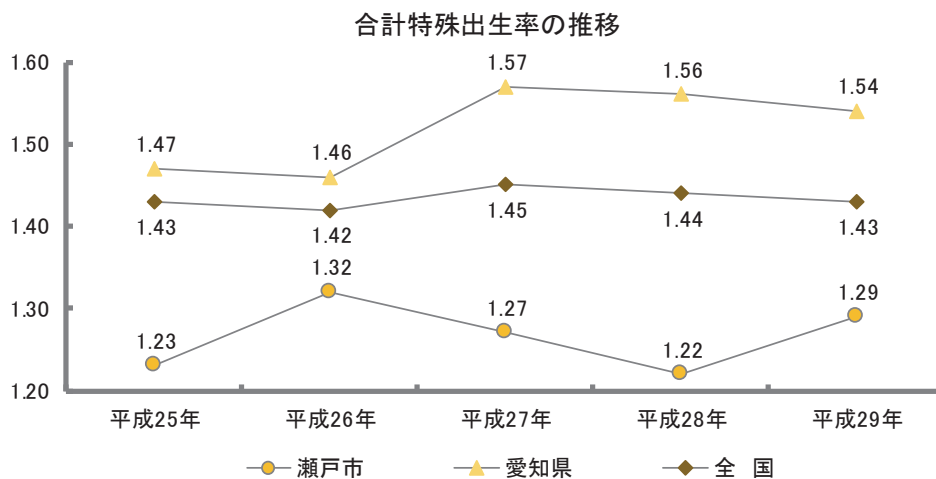
本市の出生数はおおむね減少傾向となっています。



② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

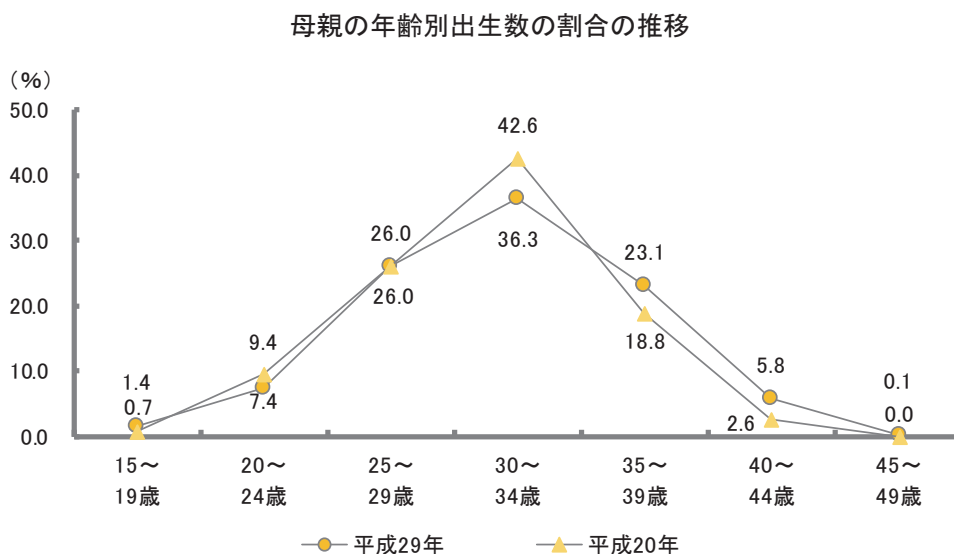
本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.29となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



資料：各都道府県人口動態統計（市、県）厚生労働省人口動態調査（国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生数の割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生数の割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～24歳、30～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから、晩産化が進行していることがうかがえます。



資料：厚生労働省 人口動態統計

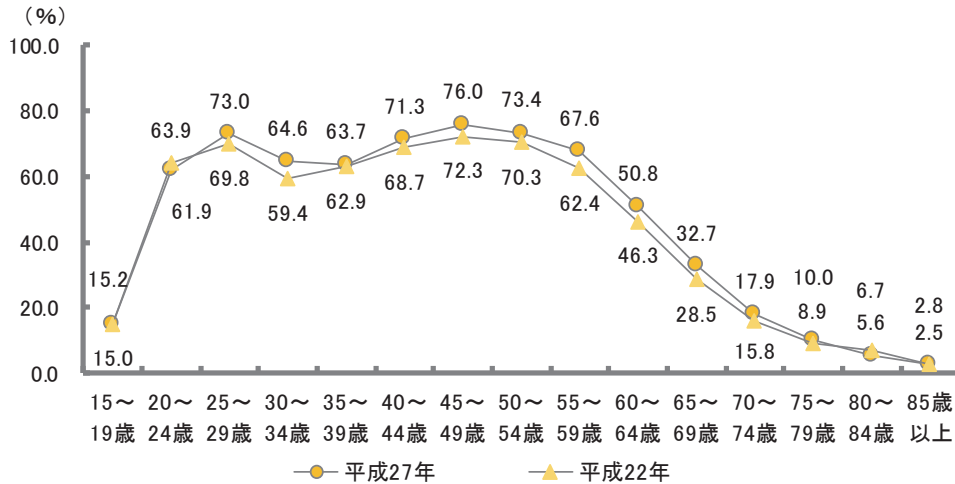
(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

女性の就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

本市において、落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移

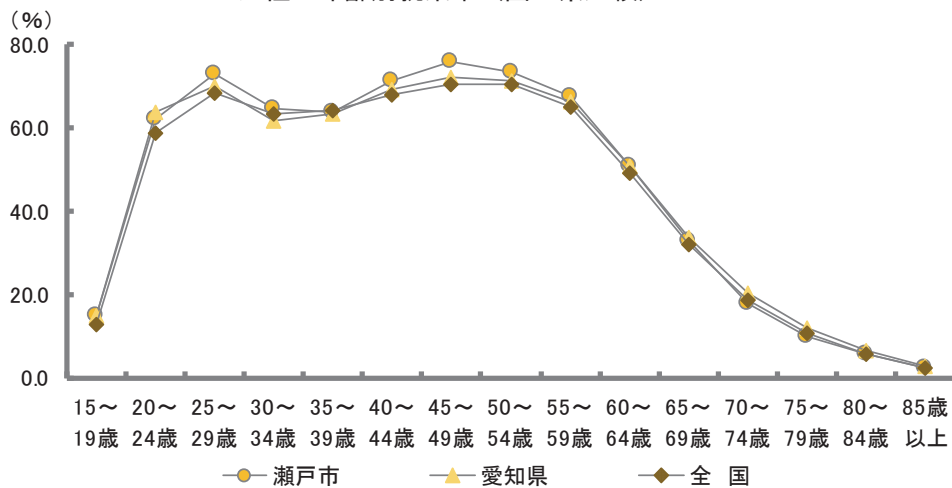


資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳から59歳までは全国、県よりもおおむね高くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

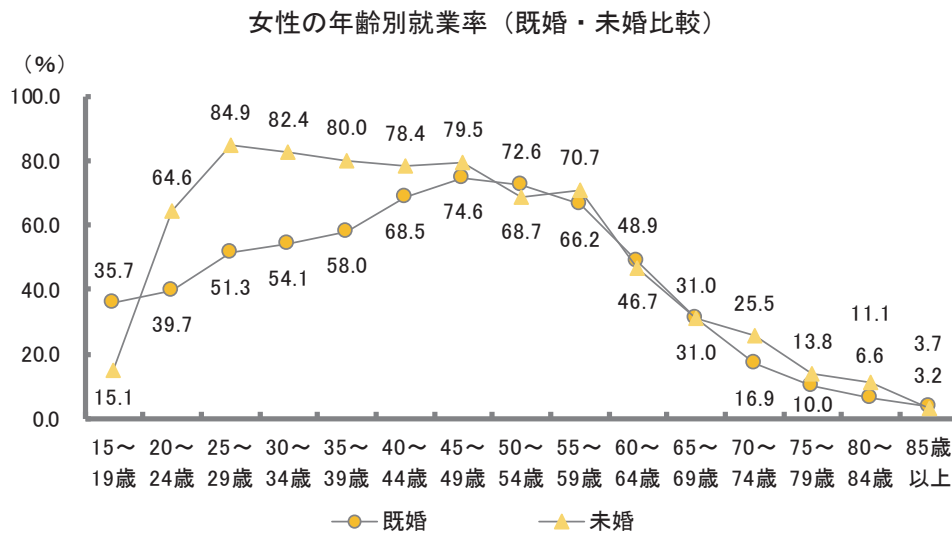


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
瀬戸市	15.2	61.9	73.0	64.6	63.7	71.3	76.0	73.4	67.6	50.8	32.7	17.9	10.0	5.6	2.5
愛知県	15.0	63.7	69.9	61.7	63.4	69.2	72.0	71.3	66.1	51.0	33.9	20.3	11.8	6.4	2.8
全国	12.9	58.6	68.2	63.3	64.1	67.9	70.3	70.3	65.0	49.1	32.1	18.9	10.9	5.9	2.4

資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から40歳代前半において、既婚者に比べて未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）